

特集 研究集会「労働者協同組合法制を考える」

「わが国の『非営利・協同』の運動 ……労協法の主体的背景」

兼子 厚之 ((財) 生協総合研究所)

全体テーマに接近するために、与えられた課題である「非営利・協同」の運動の現状を概括的に報告しつつ、法制度確立への私の若干の問題意識も併せて討論素材として述べたい。

1. 日本の「非営利・協同組織」の概要

日本政府の政策スタンスは人々の自主的で自立した社会的行為や協同活動には一貫して冷たかった。それにも関わらず1970年代以降の住民運動、消費者運動、生協運動等の市民運動は、それまでの社会運動の中核的役割を担った労働運動にとって代わるように市民社会の中に広がった。近年ではさらに草の根の市民活動や各種の協同やボランタリズムな非営利の活動が活発なものとなつてゐる。

(1) 制度的現状

広がりつつある「非営利・協同」の活動に対してわが国の法制度は、必ずしも有効に機能するものとは言えない現状にある。

日本の法人制度は「私法人」と公権力が強い影響力を持つ特殊法人等の公的組織の「公法人」に大別される。また、商法、税法上では「営利法人」と「非営利法人」という考え方があるが、非営利法人は前述の公的法人、社団法人・財団法人などの公益法人や学校法人、福祉法人が区分されている。協同組合法人は構成者の経済的便益とともに広く地域社会に貢献する公益的経済組織であるが、営利と非営利との間に位置する「中間法人」という制度的解釈も残念ながら存在している。

そして、学校法人、福祉法人、医療法人、協同組合法人以外の非営利組織（N P O）には現行法制度では法人格が与えられず「その他の任意組織」という位置づけという問題を持っている。

さらに公益法人や協同組合は認可制度から主務

官庁のタテ割行政に組み込まれ、枠を超える新しい組織の法人化には「足かせ」となる実態も存在している。協同組合法は、後述する種別協同組合ごとに分離された協同組合法であり主務官庁の行政監督と指導の基におかれると硬直性を持っている。

このような非営利・協同をめぐる硬直的現行法制度は、多元社会への価値観変化への対応が希求されている現状からも法制度全体を包括的に見直すべき現状にあり、今広がりつつある多様な人々の自立した非営利組織や協同経済組織の活動にも制度的保証を確立させる新しい枠組みが必要な現状にある。

(2) 非営利・協同活動の概要

広がりつつある人々の自立した「非営利・協同」の活動は、旧来の保守的共同体的組織や慣習にとらわれず、人々の個々の願いを基にヨコのつながりのネットワークづくりや生きがい、自己実現を求めての行為である。労働者協同組合の活動はご承知のことであるから省き幾つかの特徴的活動を下記に簡単にみてみよう。

第一には、草の根の市民活動である。例えば、ゴルフ場建設による環境破壊と汚染に直面した地域の市民が建設反対の運動の枠を越えて「まちづくり、地域づくり」という地域民主主義を構築する「人々の草の根の市民活動」が無数に広がっている。

第二には、従来の資産家の名誉欲や公的教育機関に飽きたらない教育ニーズ等に基づく私立教育機関の設立ではなく、文部省の管理教育行政から自立して市民立の学校づくりが始まりつつある。親と教師の協同を背景として、人々が求める自立した教育機関の構築である。

第三に、行政依存体質の強かった福祉法人が福

祉を受ける側に立った主体的な福祉法人の活動への変化が生まれている。ボランティアを組織したり、行政予算獲得においても積極的活動を行うなどにみられる。また、生協や農協の福祉活動も参加する人々のボランティアの思いを基礎に広がりつつある。

第四に、安全・安心を求めて女性たちの生協運動への参加と主体的活動がある。生産と消費に分離された消費社会がもたらす矛盾と被害への対抗と消費ニーズを生産者に結節させて実現する消費者の主体的商品づくり運動である。

このように生産とくらしにとって基本的で、社会的充実が必要な分野での人々の自立した運動が日本社会でも広がりつつある。これらは、新しい社会運動テーマを背景とした新しい動向であり、冷たい官僚的行政や利潤蓄積本位の企業社会への人々の批判的な自立した新しいライフ・スタイルも生まれつつあることとも言えるだろう。

2. 日本の協同組合組織の現状

「非営利・協同」組織の中で最大のものは協同組合組織であろう。複数加入を前提にしても、約6千万人の人々が各種協同組合に加入し、雇用従業員は111万人以上の事業規模となっている協同組合の現状をごく簡単紹介したい。

(1) 協同組合の盛衰…発展条件

各種協同組合は表に示すように総合的には大規模組織であるが単位ごとには零細規模であり、市場経済至上主義がもたらす構造変化と規制緩和下の新しい競争条件による協同組合の危機を迎えつつある。

そして、市場競争優位を確保できない長い歴史の協同組合の危機と新しい協同の胎動という状況をどう考えるべきか。協同組合は人々の自立した自主的協同を力の源泉として発展する。協同組合の内発的発展の形成は、その時代に求められる先進的ニーズを満たす革新性を具現化することが求められる。

とすると協同の主体の存在とともに、先進性・革新性、それを実現する事業運営力の三つが存在

しないと発展しないこととなる。歴史ある協同組合の困難性はそれらの要素が欠如しつつあり、一方の新しい協同運動にはその内発的発展が形成されていると見るべきなのではないか。ゆえに、歴史ある協同組合は新しい協同組合の生命力に学ぶ必要もある。（表9頁参照）

(2) 農業協同組合

農協はわが国最大の経済規模の協同組合である。ほぼ全ての農業者が加入し農村地域の生産とくらしをささえる地域協同組合的機能を果たしている。

しかし、農業補助金獲得との見合いでの農村社会の保守的政治構造をささえ、かつ農林行政の下請けを押しつけられている実態は、自立した農協運動への転換が望まる。さらにWTO体制による農産物自由化、金融自由化、保険・共済の規制緩和下の競争激化は、農家経営とともに農協経営を苦しい環境に変化させている。全中は約3,000の総合農協を1,000以下に合併し、連合会の統合再編を進め、約10万人の職員削減と生産性30%向上対策を進めている。

内なる困難性と外部環境悪化という2重構造的危機を農協は抱えている。組合員の主体性を育み、ニーズに応える民主的運営と経営革新という二つの命題の統合に立ち向かうことが農協に望まれている。

(3) 生活協同組合

生協は、1830万人以上（94年3月末現在）の組合員を組織する国内最大の協同組合組織となった。

発展要因として日本の生協が国際的に注目されているのは、組合員の大衆参加に基づく出資・利用・参加の三位一体の原則的運営・民主的運営である。

しかし、今日の経済変化・流通規制緩和による新しい競争条件、くらしの変化がもたらすニーズの変化は生協経営を厳しい環境におきつつある。不況下の消費支出抑制は、くらしからの生協への期待をよりシビアなものとさせ、生協運動の真価が問われている。言い換えれば運動発展の新しい

ステージ（新次元）づくりが求められつつある。

(4) 水産・漁業協同組合

わが国の水産・漁業協同組合は、漁業者の「漁業協同組合」と水産加工業者の「水産加工協同組合」とに区分されている。

大資本の遠洋漁業と冷凍保存輸送技術革新による市場管理の高度化と魚介類の輸入に押され、将来性への不安から後継者不足、沿岸開発による廃業などによって、漁協の組合員数は減少している。

しかし、生協との産直や資源環境保存と育てる漁業への取り組みでの地域づくりへの動きなど、今後の漁業生産に関わり漁協の果たす役割は大きい。

(5) 森林組合

輸入材の自由化は国内林業経営を圧迫し、高度経済成長下の都市への人口移動は不在林野地所有者を拡大し、荒れた山林を拡大することとなり、造林生産や環境保全にも大きな影響を広げた。

林業者の協同組合である森林組合は造林と製材事業、資材供給などの他、林野の管理の作業員を協同雇用して確保するなどの事業を行っている。加えて、生産森林組合は旧来の入り合い地的山林の協同管理のために多数の地域で組織されている。

(6) 事業協同組合・企業組合

最も多数単位に組織されているのが中小企業の事業協同組合や小生産者の企業組合であろう。1980年代始めまで毎年1,000以上新設されてきた。加工・生産、流通、サービスなど農林水産業を除く全産業分野に渡る業種の各種協同組合で構成されている。だが経営力や有効な事業協同化への未熟などから新設されては解散・未稼働という実態でもあった。

事業の協同、共済、融資・資金確保などの活動を進め、産業構造変化の荒波にさらされる小生産者及び中小企業に対して果たす役割は今後も大きい。

最近は新しいタイプの事業協同組合や企業組合が生まれつつある。若い事業者の地域伝統文化や

知的生産分野やハイテク等の新しい分野の協同事業、地域産業おこしなどが誕生しつつあり、今後の新しい展望を示す実践が生まれている。

(7) 協同組合金融組織

農協、漁協の信用事業以外の協同組合金融組織に信用金庫、信用組合、労働金庫がある。

信用金庫は信用金庫法に基づき、資金の吸収では完全に制約は無く、貸出も数次に渡る法改正で員外貸出の拡大が行われ市中銀行化していると評価されている。信用組合は信用金庫と同様に前史は市街地信用組合であり、中小企業協同組合法に基づき地域の中小企業者、勤労者に密着している。両組織とも金融自由化対策の合併を進めている。一部の組織には不良貸出し、役員の独断先行による経営破綻がみられ、協同組合金融としての原則的運営による市中銀行との競争優位の特性を構築すべきであろう。

労働金庫は、生協法が信用事業を認めない法制度のため、勤労者の協同組合金融組織として労働金庫法を制定して設立された。言わば勤労市民の協同銀行である。しかし、労組依存の組織体質は、組織率低下と金融自由化の環境変化からその存立基盤の新しい枠組みが求められつつある。市民の協同金融機関としてのあり方の模索が求められつつある。

(9) ニューコープの動き

以上の既存の協同組合に対して最近では新しい協同組合づくりが始まりつつある。それらの幾つかの内、三つを紹介する。

①労働者協同組合、ワーカーズ・コープ

この紹介は省くが「働きがい」と「仕事おこし」は社会的要請として広がりつつあり労働者協同組合法の制定が望まれる。同時にベンチャーキャピタルの制度確立と設立後の運営ノウハウ援助機能組織などの整備も課題となろう。

②いきがい生協

1992年に、名古屋の「めいきん生協」の老齢の組合員の発案から生まれた「いきがい生協」づくりへのロマンはたちまち多くの人々の心をとらえた。退職教員はのびのびした教育づくり、貿易商

社OBは経済発展途上国に役立つ貿易事業、趣味と技能を活かした生涯教育づくりなど無数の協同の思いが寄せられ、その実現に向けて研究を進めている。

③教育・文化協同組合

生協の組合員の自主活動と地域の市民運動が結合して、教育・文化協同の可能性を探る活動が広がっている。供給者の芸術家と受け手の市民との協同で良い文化は育まれるのではないか、そして親子の参加で良い文化を子供たちに与えたいという母親の願いは、教育を考える機会を広げ、保育・教育労働者とともに、管理教育ではなく個性の育まれる温かい教育を協同で手に入れようとする運動が生まれつつある。1991年の和歌山教育文化協同組合、1992年名古屋育てコープ、1995年愛知での黄柳野（つげの）高校の開校などの実践は今後各地に広がるであろう。

3. 日本の非営利組織

非営利組織は、芸術・文化、教育・研究、医療、保健衛生、共済・保険、社会福祉、市民運動、消費者運動分野など多岐に渡るが、法人登記団体と未法人の任意組織まで広く存在し統計的に把握できないので、ここでは一つの指標と調査事例を紹介する。

第一に、川口清史氏（立命館大学）による事業所統計の会社以外の法人及び法人ではない団体を非営利組織と見なした視点での統計である（「非営利セクターと協同組合」、1994年12月発刊）。同時に国民経済計算年報からGDPのセクター構成を示しているので同著を参照願いたい。

第二に、ジョンズ・ホプキンス大学の「非営利セクター国際比較研究プロジェクト」（笹川平和財團翻訳）の調査による数値算出の試みがある。学術・文化、教育研究、医療・健康、社会サービス、環境運動、地域開発運動、市民権運動、フィランソロピー活動助成、国際活動、経済労働、その他の11のグループカテゴリーに分けて統計数値を算出し、86,067団体、144万人が雇用されている数値を示している。

現在、非営利組織の法制化が労協法とともにその必要性が高まり政府でも検討が進められている。

4. 労協法制定への戦略的プロセスの検討

最後に労協法制定までの戦略的プロセスをどう組み立てるかについて以下の三つの問題意識を紹介したい。



(1) 生協との提携実践からの教訓

最初に労協運動の実践的充実と発展をどう進めるかについて述べたい。

第一には協同組合間提携による協同の主体との関係性をどう深めるかについて述べたい。生協の庫内作業委託提携は多くの課題と優れた経験を生んでいる。協同の主体との関係性が途切れることなく提携先とも循環性ある関係性を求める。発展させれば組合員の声（生協と労協）を聴き応える協同経済システムへという関係性の構築である。今後も市場競争下の協同組合事業は外部委託化を広げるだろう。協同主体相互の契約行為を超えた関係性を深め、双方のニーズを満たす解決への知的労働の創造的過程の実践を生みだし、その普遍化を労協と生協ともに進めるべきだろう。

第二に、生協労組との関係からの教訓があろう。今後、さらに労協の活動のフィールドを広げる上で超えなければならない命題は労働組合との関係での理論的整理であろう。労働組合は労働基本権に基づく交渉による所得配分確保の結社機能を持つ。一方、労協は市場経済の中での協同経済行為による所得配分を実現しようとする経済組織体である。労働運動の中の労協運動ではなく、機能も手段も異なる別次元組織という視点からの理論整理が必要なのではなかろうか。また、その議論の関係では労組の経営参加が焦点となっているが働く人々の日常的職場運営での労働主体からの発意をどう活かすかという民主的運営視点が大切で労組単位の経営判断への参加の道は敬遠すべきだろう。

(2) 実態形成からの法制度確立へ

次に、法制度確立への無視できない労協運動の実態の形成について述べたい。労協やワーカーズ・コレクティブ併せて10万人組合員組織というような実態は行政をして無視できない存在を形成する。つまり、実践の輪を広げるという課題は依然として優先的課題となろう。各種協同組合との提携、資金提供のファンド機能、ノウハウ蓄積と支援組織を形成して、若い人々の参加を基礎に全産業分野での協同事業形成への挑戦が求められよ

う。

量的実態とともに質的な意味における実態形成も重要であろう。時代の革新性を基礎とした「社会的求心性」の実践的発揮であり、労働と生産組織への主体的参画は「社会参加の新しい道」であり、新しい「生き方」としての労協のレーンディングツールの、社会的認知を形成することが必要だろう。

口コミで労協運動の価値が市民生活に広がるようになれば本物であろう。

(3) 法制度確立論の形成

最後に、担い手自身の必要性としての法整備上の理論化問題である。労働省の政策は調整下の産業構造再編からの雇用ミスマッチを背景とした雇用創造政策が当面の重点となろう。さらに多元社会の新しい労働参加への接近も彼らの政策フィールドに浮かびあがろう。事業協同組合・企業組合では不整合であり、労協法の必要性の根拠の普遍的理論化と、新しい社会参加、労働参加の手法であり、協同組織としての価値を普遍的に理論化すべきだろう。

以上のように限られた紙面での議論で広く浅くという傾向を脱却できなかったが労協法制定への検討素材となれば幸いであり、かつご批判を仰ぎたい。

表一 日本の協同組合の統計（1993年度）

種別協同組合	組 織			事 業 高 (単位: 億円)	
	組合数	組合員数千人	職員数千人		
農業協同組合	6,994	—	300.2	総合農協	
総合農協	3,073	8,736	—	購買高	53,603
畜産農協	1,908	—	—	販売高	62,122
園芸農協	513	—	—	貸出高	164,858
その他	1,500	—	—	預貯金高	1,050,226
連合会	583	—	51.6	長期共済	3,283,087
生活協同組合	649	17,287	104.1	生協事業高	
地域購買生協	194	11,786	71.5	地域生協	25,877
職域購買生協	131	1,252	3.7	職域生協	2,012
大学生協	128	1,028	2.7	大学生協	1,847
学校生協	46	729	7.0	学校生協	735
共済・住宅生協	10	783	1.1	住宅生協	94
医療生協	115	1,707	17.5	医療生協	2,083
労働者共済生協	59	12,820	3.6	労共済生協	※1 4,278
労働者協同組合	82		5.9	労働者協組	109
ワーカーズ・コレクティブ※3	250	3.7	—	ワーカーズ・コレクティブ	37
水産・漁業協同組合				漁業協同組合	
漁業協同組合	3,150	528.8	18.5	販売高	16,724
漁業生産組合	654	5.2	—	購買高	2,527
水産加工協同組合	165	5.9	0.8	預金高	20,607
連合会	109	—	—	水加工協組	804
森林組合					
森林組合	1,596	1,739	47.0	事業収入	3,054
生産森林組合	3,464	295	—		30
事業協同組合 ※4	48,026	4,885※5	398.6 ※5		—
信用金庫	428	7,958.6	158.9	預金高	904,183
信用組合	383	3,923.9	44.1	同	237,232
労働金庫	47	238.2	11.3	同	85,481
合 計	66,056	58,426.3	1,114.6千人		—

(注記)

農協・水産協・漁協・森林組合は政府統計による。生協は日生協経営統計、共済生協は全国共済協会統計による。信用金庫、信用組合、労働金庫は各連合会及び全国協会の統計による。労働者協同組合は同全国連合会統計、ワーカーズコレクティブは推定数値による。事業協同組合・企業組合は中小企業事業団体連合会のアンケート調査結果からの推定数値による。

- ①組合員・役職員数の単位は千人 事業高・預金高・共済掛け金高は億円
- ②農協・漁協・森林組合の組合員数は正組合員と准組合員の合計
- ③農協・漁協の事業高数値は政府統計発表年度から92年度
- ④森林組合の役職員数は、正規職員 8,4千人、作業員 38,6 千人の合計数
- ⑤※1 は受け入れ共済掛け金高、※2 は組合員も含めた就業者数、※3 ワーカーズ・コレクティブは推定、※4 は企業組合も含めている、※5 は推定数値、—は統計数値が無いもの
- ⑥労働者共済生協の協力団体は、全国の労働組合の 44,475 の組織単位が組織的に協力をしている。尚、上記統計の生活協同組合と労働者共済の統計の外に、227組織で、12,606千人の組合員数と 2,260人の役職員、受け入れ共済掛け金 2,843億円の共済生協が存在している。
- ⑦労働金庫は団体数で67,288の加入団体を別に組織しているのでそれらの間接構成員の総数を含めれば1055万人となる。